

# 『洞谷記』の編集動機について(二)

——流布本『洞谷記』の編集意図をめぐって——

河 合 泰 弘

## はじめに

『洞谷記』は元来、瑩山が日常事あるごとにその雑感等を書き留めたいわばメモ書き程度のものであり、それを元として、後世様々な記事が付加され、編集が重ねられて、今日見られる諸本が成立したと考えられている。現在のところ『洞谷記』には、古写本・流布本と称される二つの系統のものが知られ、流布本には、享保三年(一七一八)に編輯された大乘寺に所蔵されるテキスト、それを書写したと思われる永光寺に所蔵されるテキスト、以上の二本とは字句の異同等から流布の過程をやや異とすると思われる駒沢大学図書館に所蔵されるテキストの三本の写本が知られ

『洞谷記』の編集動機について(二)(河合)

ている。<sup>(1)</sup> 両系統のうち古写本は、後人の改編があまり加えられていない瑩山の手による原形を比較的留めていると考えられており、一方、流布本は、文章の排列が整っている点や、古写本には見られない多くの文章を含む点などから、かなりの改編がなされていると考えられている。<sup>(2)</sup>

流布本が後人によって改編されているとすれば、そこには何らかの意図があるように思われる。この点について、私は以前、『洞谷記』の編集動機について(一)——流布本『洞谷記』の底本成立の背景——(『愛知学院大学短期大学部研究紀要』第九号・平成一三年三月)において、流布本『洞谷記』の三本の写本のうち、特に大乘寺本の底本である永光秘録の編集意図について、背景となる当時の永

『洞谷記』の編集動機について (二) (河合)

光寺を取り巻く状況や、編者と推測できる永光寺中興久外嫩良の意識を中心に、『洞谷記』以外の史料をもとに考察を試みた。ここでは、以下のことを述べた。

- ① 永光寺は、瑩山が門下の最重要寺院と位置付け、總持寺は永光寺の一末寺に過ぎなかったこと。
- ② 様々な要因で寺勢の衰退した永光寺は、總持寺が五院輪住制度の成功や、檀那家の長期にわたる安定した外護などによって隆盛を極める中、瑩山門下の本山としての地位を奪われたこと。
- ③ 元和元年(一六一五)七月に徳川幕府により、「總持寺諸法度」が下され、總持寺は、永平寺と並んで曹洞宗の大本山であることを認められたこと。
- ④ 延享二年(一七四五)の寺社奉行の命による本末調査の記録である『延享度曹洞宗寺院本末牒』で、永光寺が總持寺の末寺と定められたこと。
- ⑤ 以上の状況下で、永光寺復興が急務であるという意思を強く抱いていた永光寺の住持嫩良が、同寺の由緒正しき・寺格の高さを端的に示す史料として『洞谷記』を編集して、永光寺が瑩山派の本山であることを確認

し、それを永光寺の後継者および明峰派下に伝えようとしたこと。

流布本『洞谷記』では、古写本には存在しない複数の記事が掲載されている。それらの多くは、流布本『洞谷記』のオリジナルである永光秘録の編集時に何らかの意図をもって加えられたものと考えられる。本稿では、それらの記事を手がかりとして、⑤で示したような意図が窺うことが可能かどうかということを中心として、各記事を検証してみようと思う。

古写本には存在せず、流布本系にのみ見られる段落は、以下のとおりである。<sup>③</sup>

- (37) 「元亨三年(一一三三)二月一日」
- (51) 「洞谷山伝灯院五老悟則并行業略記」(元亨三年九月一三日)
- (54) 「当山尽未来際置文」(元応元年(一一二九)一二月八日)
- (58) 「正中元年(一一三二)正月十一日、室中間答」
- (62) 「一日、問明庵主」(年月日不詳)

(71) 「同年（正中二）五月一日（松樹禁制文）」

(78) 「洞谷讓与御状」（正中二年八月八日）

(81) 「開山御遷化」（正中二年八月一日）

(82) 「新任持入院」ほか（年月日不詳）

(90) 「洞谷山、吾瑩山大師親口之垂範」（享保三年一七

一八）冬安居日）

以下、これらの文章の内容を点検していこうと思う。なお、(90)「洞谷山、吾瑩山大師親口之垂範」は、大乘寺本にのみ存在する、その成立の経緯を述べる奥書であり、ここから流布本『洞谷記』のオリジナルである永光秘録の編集意図を探ることは不可能であるため、除くこととする。

### 一、(37)「元亨三年二月一日、室中問答」

元亨三年癸亥二月一日、室中問答、以無涯老、補加州浄住寺住持職。

上堂、拈呈法衣曰、世尊金襴袈裟、鷄足頂戴待慈尊。今日包開難得抑、人天眼目在当門。陸座曰、法苑有大樹、天下人作蔭涼、至德如泓海、頭角已崢嶸。草露果熟、人天推請、今朝令山呼。謝辭不録。<sup>(4)</sup>

『洞谷記』の編集動機について(二)(河合)

この段では、瑩山が浄住寺の住持職に無涯智洪(？)一三五(一)を補任することを述べ、あわせてその時の上堂語を載せている。智洪は『洞谷記』の「正中二年(一三二五)七月二日」の段で、瑩山の四門人六兄弟のうち、明峰素哲に次いでその名が挙げられている人物である。また浄住寺は、元亨三年(一三二三)一〇月九日付の「山僧遺跡寺置文」で、大乘寺に次ぐ加州第二の遺跡とされている寺である。智洪、浄住寺ともに瑩山に珍重されていたことは判るが、この段が古写本に存在しない明確な理由が見当たらない。ただ、古写本は、大乘寺の明峰派と總持寺・浄住寺の峨山派の間で起こった、寺格をめぐる訴訟における明峰派側の証拠資料として、用いられたと考えられることから、智洪が瑩山によって浄住寺の住持職に任命された事実を述べるこの段は、明峰派側に不利な点として省かれたとも考えられる。そうであるならば、この段はもと『洞谷記』に掲載されていたもので、流布の過程の異なる流布本が編集過程において新たに加えたとは言いがたい。

なお、この段は、永光秘録から抜粋して出来上がったと考えられる『洞谷記拔書』(石川県浄住寺所蔵一七二〇頃

『洞谷記』の編集動機について(二)(河合)

書写と推定)にも引用されており、このことから、少なくとも永光秘録には存在していたと考えてよいだろう。

## 二、(51)「洞谷山伝灯院五老悟則并行業略記」

これは、元亨三年九月一三日に瑩山が記した高祖如浄、曾祖道元、祖翁懷辨、先師義价の略伝を述べるもので、五老とはこの四師に瑩山自身を加えたものである。

この段で注目すべきなのは、略伝そのものより、

高祖、大宋国裏明州天童三十一代和尚、諱如浄、越上人。(中略)今安<sub>三</sub>師語録当山<sub>一</sub>、擬<sub>三</sub>于靈骨<sub>一</sub>。

曾祖、越前吉祥山永平寺開山和尚、諱道元、洛陽人。

(中略)俗寿五十有四、僧臘四十有一、塔<sub>三</sub>永平寺之西北隅<sub>一</sub>。今得<sub>三</sub>靈骨小片<sub>一</sub>、安<sub>三</sub>当山西北隅<sub>一</sub>。

祖翁、永平二世和尚、諱懷辨、洛陽人。(中略)遺骨任<sub>三</sub>遺命、納<sub>レ</sub>之無<sub>レ</sub>塔<sub>一</sub>。今以<sub>三</sub>師平生一行三<sub>レ</sub>礼真蹟血經<sub>一</sub>、

安<sub>三</sub>置曾祖靈骨傍<sub>一</sub>、以擬<sub>三</sub>靈骨<sub>一</sub>。

先師、加州大乘寺開山和尚、諱義价、越州人。(中略)関<sub>レ</sub>世九十有一、僧臘七十有八。建<sub>三</sub>塔大乘之西北之隅<sub>一</sub>、称<sub>三</sub>定光院<sub>一</sub>。今以<sub>三</sub>一生所持之嗣書、并六祖御所持之南

嶽門下相承之普賢舍利、及先師頂骨、自筆五部大乘經、奉<sub>三</sub>納当山<sub>一</sub>。鎮<sub>三</sub>護山門<sub>一</sub>、擁<sub>三</sub>護法命<sub>一</sub>。(傍線筆者)

と述べるように、如浄以下四師の遺品を永光寺に安置したことを述べる点である。すなわち如浄の靈骨に擬えた語録、道元の靈骨の小片、懷辨の靈骨に擬えた真蹟の血経、義价の一生所持した嗣書、六祖所持の南嶽門下相承の普賢舍利、義价の頂骨、自筆の五部大乘経である。そして、この段の末尾には「釈迦牟尼仏五十四世法孫紹瑾記」という記載があり、これらのことは、如浄から連なる師承關係を明らかにし、瑩山自身がその法系に連なることを示すものである。この段は、古写本に存在しないことから、おそらくは元来、『洞谷記』とは別の独立した文書であったと思われる。原本に相当するものは散逸してしまつたのか確認できていないが、独自の表題を持つなど、その可能性が高いようである。この段は瑩山自身が釈尊以来の伝燈を正しく継承していることと、如浄以下四師の遺品を安置する永光寺を、瑩山が曹洞宗における最重要寺院に位置づけていたことを示す史料と言えよう。そのため流布本の編集過程において編入されたと思われる。

三、(54) 一当山尽未来際置文

能州酒井保洞谷山者、平氏酒勾八郎頼親嫡女、法名祖忍、清淨寄進之淨処。故紹瑾、為一生偃息之安樂地、來際、為瑩山遺身安置之塔頭所。是以、自身嗣書、先師嗣書、師翁血経、曾祖靈骨、高祖語録、安置当山之奥頭、而名此峰称五老峰。然者、当山之住持者、五老之塔主也。瑩山門徒中、守嗣法次第、可住持興行。其故者、山僧遺跡諸山之内、可崇重遺跡也。嗣法人可住持興行。縦雖嗣法人断絶、門徒小師中、評定和平、而須住持興隆。者何、他門必之不可崇敬五老故也。依之尽未来際、瑩山嗣法小師、剃頭小師、參学小師、受具受戒、出家在家、諸門弟等、一味同心、以当山為一大事。偏奉崇敬五老峰。專可興行門風、是則瑩山尽未来際之本望也。仏言、篤信檀那得之時、仏法不断絶、云云。又云、敬檀那可如仏、戒定慧解、皆依檀那力成就、云云。然間、瑩山今生仏法修行、依此檀越信心成就。故尽未来際、以此本願主子子孫孫、可為当山大檀越大恩所。是故、師檀和

『洞谷記』の編集動機について(二)(河合)

合、而親作水魚昵、來際一如、而可致骨肉思。用心如此者、實是可為当山之師檀。縦使有難値難遇之事、必可生和合和睦之思。以此置文、為当山來際之龜鏡、為住持檀越之眼目。以壹通写両通、師檀共加折目判形、一通納寺庫、一通持檀家、可為師檀相互之後証。檀那之崇敬此門徒之商議住持、住持之彼檀越之遺付子孫、可崇重之置文状、如件。

元応元年己未十二月八日

開關瑩山紹瑾 御判

本願檀主平氏祖忍 判

これは、永光寺所蔵の「洞谷山尽未来際置文」と題される文書と若干の文字の異同はあるものの、ほぼ同じものである。永光寺所蔵の文書は、瑩山親筆とされ、重要文化財にも指定される貴重な史料である。それには表題はないが、元亨三年(一二三三)一〇月九日に瑩山が記した永光寺所蔵の文書(一通の目録である「洞谷文書注文」(重要文化財)に

洞谷山尽未来際置文 一通

という記述が見られ、それがこの文書に相当するようであ

『洞谷記』の編集動機について(二)(河合)

る。内容は、次のように六つに分けることができる。

- ①洞谷山永光寺の敷地は平氏の娘、法名祖忍の寄進地であること。
- ②瑩山がこの地を自身の一生偃息の地、遺身安置の塔頭所と定めていること。
- ③洞谷山の奥頭に高祖如浄の語録、曾祖道元の靈骨、師翁懷葬の血経、先師義介の嗣書、白身(瑩山)の嗣書を安置し、五老峰と名づけること。
- ④永光寺の住持は五老峰の塔主であり、門徒中より嗣法の次第を守って住持興行すべきこと。また嗣法の人が無断した場合には、門徒小師の中から評定和平して住持興行すべきこと。
- ⑤仏法修行は檀越の信心によって成就する。ゆえに特にこの本願主を子孫孫まで大檀越・大恩所として尊崇して師檀和合すべきこと。
- ⑥この置文を永光寺の亀鏡とし住持檀越の眼目とする。そのためこの置文を二通つくり、師檀が契印し、一通は寺に、一通は檀越家が保存し、相互に後証とすること。

この六つの内容のうち、ここで注目すべき点は、③の五老峰の建立を述べることであろう。『洞谷記』によれば五老峰の建立はこの置文が書かれた元応元年から五年後の元亨三年のことであることから、この置文は、瑩山が五老峰建立の発願を立てたことを示す文書ということになる。そしてこの置文のねらいは、自らが中国曹洞宗の如浄、さらには釈尊の法脈を正しく承け嗣ぎ、その中心寺院となるのが永光寺であることを示すことである。

このように見てみると、この置文ほど、永光寺の寺格の高さ、由緒正しさを示す史料はこの他にはないようである。この置文が古写本には存在しないことから、もともと『洞谷記』にあつたものではなく、流布本系の原本『永光秘録』の編集に際し、瑩山親筆とされる置文から転写されたものと考えられる。

四、(58) 「正中元年正月十一日」  
(59) 「一日、問明庵主」

この二つの段は、いずれも瑩山が弟子たちと交わした問答の記録である。(58)は、孤峰覚明(一二七一〜一三六

一)と二僧の三人に対する問答、(62)は、覚明、竜松祖(素溪(生没年不詳)、尊道(生没年不詳)、月鑑虚焯(生没年不詳))との問答を載せている。これらの文章がなぜ流布本にのみ存在するのか明確な理由はわからないが、三つの可能性が考えられる。

一つは、これらは流布本編集時に挿入されたのではなく、古写本の書写の過程で書き漏らしてしまったという可能性である。古写本のテキストは、大乘寺所蔵のもの以外に存在が知られておらず、この点については確認できない。

二つ目の可能性は、古写本を作成するに当たり意図的に削除されたという可能性である。先にも述べたように、古写本は、大乘寺の明峰派と總持寺・浄住寺の峨山派が、總持寺・浄住寺は大乘寺・永光寺と寺格が等しいとする主張をめぐる訴訟における明峰派側が反証として用いた資料と考えられ、永光寺の由緒や明峰派の優位性を示す内容をもたないこの二段は、不必要なものとして削除したとも考えられる。ただ、この二段には共通して、孤峰覚明が登場するのが気にかかる。

『洞谷記』では、覚明に関する記事がこの二段を含め七カ

『洞谷記』の編集動機について(二)(河合)

所ある。その中でも次の三つの段落は、瑩山が覚明を重んじた事実を示しているようである。

「同(元亨三年)八月十五日、許<sub>レ</sub>戒法於明孤峰。」(45)

「同(正中二年)七月二日、当山住次尊宿、先瑩山法嗣中、揀<sub>レ</sub>嗣法臘次、可<sub>レ</sub>住持興行。吾有<sub>二</sub>四門人<sub>一</sub>、若又

有<sub>二</sub>一人孫弟法嗣<sub>一</sub>、歟。又住持闕如者、六兄弟中、勸力束<sub>レ</sub>篋、興化利生。是山僧現存悉知、尽未來際、法孫相続者、可<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>各人興法利生<sub>一</sub>。唯願、法孫歷代、代<sub>レ</sub>仏揚<sub>レ</sub>化、化化不<sub>二</sub>斷絶<sub>一</sub>矣。明峯 無涯 峨山 壺庵 孤峯 珍山(75)

「同(正中二年七月)廿八、溪都寺、道都寺、相<sub>二</sub>伝戒法<sub>一</sub>。同日夜半、明兄附法、相<sub>二</sub>伝坐具<sub>一</sub>。是予末後法嗣也。」(77)

すなわち覚明は、元亨三年(一一三三)八月一日に瑩山より戒法を許され、正中二年(一一三五)七月二日に瑩山の四門人六兄弟の一人に挙げられ、さらには、同年七月二八日に、瑩山の最後の法嗣となった人物ということである。

しかしながら覚明は、臨済宗法燈派の心地覚心(一一〇七〜九八)の法嗣という顔も持つ人物である。『本朝高僧

『洞谷記』の編集動機について(二)(河合)

伝』(一七〇二)や『延宝伝燈録』(一七〇六)では、覚心の法嗣であることを述べており、後世においては瑩山派下の人物というよりも、むしろ臨濟宗法燈派の人物という認識されていたようである<sup>(9)</sup>。

ここで取り上げる(58)(62)の二段は、覚明が永光寺の瑩山の下で参学した事実を物語るものでもあり、他門の者と認識される覚明のそのような事実が、大乘寺の明峰派と總持寺・浄住寺の峨山派との間での訴訟において、明峰派側の不都合な記事と判断され、古写本を作成する時に、この部分を削除したと考えることもできる。しかしながら、そうであるなら、覚明に関する記事のすべてを削除しなければならず、このような意図をもってこの二段を古写本が削除したという可能性は低いようである。

そして、もう一つの可能性は、『洞谷記』とは別に伝わっていた記事を流布本編集時に加えたということである。『洞谷記』には、弟子との問答のみを記す段落は、この他には(25)の元亨元年二月二〇日夜半の壺菴至簡(生没年不詳)との間で交わされた問答以外に見られない。この至簡との問答を記す段には、末尾に「為後鑑記」と述べられて

おり、この二段とは趣を異とするようである。このように考えてみると、(58)(62)は元来、『洞谷記』とは別の史料だった可能性はある。特に(62)には、他のほとんどの段落で見られる日付の記載が、存在しないことから、そのように考えられないだろうか。

いずれにしても、この二つの段落がなぜ流布本にのみ存在するのかは判然としない。

五、(71)「同年五月一日(松樹禁制文)」

同年五月一日、松制禁曰、山僧自去壬子歲、占此山、始自愛山中、有松樹、來歲歲其心、与縁是深。然者、祝聖受戒立華外、不可折二枝。嶺上谷底、不論大小、堅可護惜之。諸知事、頭首、大衆、合山甲乙諸人、明悉知勿違犯。開山瑩山、有二偈禁示之。

時正中二年乙丑五月一日、示。

松樹必成千古昌、枝枝葉葉尽蔭涼、須令寶主堅根莖、洞谷声誉久拳揚。 花押

三宝炳鑿 五老証知 在判

これは、永光寺所蔵の「洞谷山松樹禁制文」と名づけられ

る瑩山親筆の文書(重要文化財指定)を転写したものである。内容は、正中二年五月一日に瑩山が、永光寺山内のすべての松の木を、一枝たりともむやみに伐ることを禁じたことを示すものである。偈の部分を見ると、瑩山は永光寺の隆盛の象徴として松の木の繁茂を見ているようで、永光寺の永遠なる繁栄への瑩山の願いが込められているようである。その思いを永光寺の後継者および明峰派下に喚起しようとする意図をもって、この段は加えられたものと考えられる。

## 六、(78)「洞谷譲与御状」

洞谷譲与御状曰、本紙在<sub>二</sub>加州大乘寺<sub>一</sub>。

附<sub>二</sub>与洞谷全座、於素哲首座明峯老<sub>一</sub>。

靈山一会座尚暖、附<sub>二</sub>与明峰<sub>一</sub>永興繁。

洞谷緑松緑弥奥、雲居懸記水泓湾。

正中二年仲秋初八日

これは、正中二年八月八日、入滅一週間前の瑩山が明峰素哲に永光寺の住持職を譲り渡した時に与えた七言絶句を記したもので、表題の後の割注にもあるように、本書が大

『洞谷記』の編集動機について(二)(河合)

乗寺に存在することが記されている。それは現在も大乘寺に所蔵(石川県立美術館委託保管)されている瑩山親筆とみられる重要文化指定の文書のことだろう。<sup>11)</sup>

瑩山は、(52) 山僧遺跡寺置文で、

洞谷山者、嗣法人人、連続而可<sub>二</sub>住持興行<sub>一</sub>。頗是五老遺跡之際、諸山之中、可<sub>二</sub>崇重<sub>一</sub>事、置文委<sub>二</sub>之<sub>一</sub>。

と述べるように、永光寺を自らの遺跡寺院中、最も尊重すべき寺と位置づけている。素哲は、『洞谷記』でしばしば瑩山の門人中筆頭に位置づけられていることが述べられているが、瑩山によって永光寺が素哲に譲与されたという事実を示すこの文書は、そのことをより一層明確にしているといえよう。

このようなことからこの段は、明峰派の、峨山派などの他派に対する優位性を示すために加えられたものと考えられ、(37)と同様、『洞谷記抜書』にも引用されていることから、永光秘録には既に記載されていたようである。

## 七、(81)「開山御遷化」

正中二年八月十五日夜半、囑<sub>二</sub>門人<sub>一</sub>云、予化縁已尽、

『洞谷記』の編集動機について(二)(河合)

泥洹時至。則沐浴如<sub>レ</sub>常、鳴<sub>レ</sub>鐘衆集曰、念起是病、不<sub>レ</sub>統是業、一切善惡、都莫<sub>二</sub>思量<sub>一</sub>、纒涉<sub>二</sub>思量<sub>一</sub>、白雲万里。書<sub>レ</sub>偈曰、自耕自作閑田地、幾度売来買去新、無<sub>レ</sub>限靈苗種熟脱、法堂上見<sub>二</sub>挿<sub>レ</sub>鋤人<sub>一</sub>。投<sub>レ</sub>筆而終。闍維收<sub>二</sub>設利羅<sub>一</sub>。而建<sub>二</sub>塔寺之西北隅<sub>一</sub>、其塔所号<sub>二</sub>伝燈院<sub>一</sub>。閱<sub>レ</sub>世五十八、坐<sub>二</sub>夏四十六<sub>一</sub>。勅<sub>レ</sub>諡賜<sub>二</sub>仏慈禪師<sub>一</sub>。

この段は、瑩山の遷化の記録であり、当然ながら瑩山の筆録ではなく、末尾に「仏慈禪師」とあることから、後村上天皇から仏慈禪師の勅諡号が下された正平八年(一三五三)一二月八日以降に、瑩山の門人ないし後人が記したものであると考えられている。本来の『洞谷記』は、瑩山の晩年の記録を中心として構成されたもので、この段は、それにそぐわない内容のものであり、『洞谷記』に当初より存在したものは考えにくい。しかし、(37)(78)と同じように、『洞谷記抜書』にこの文章がみえ、永光秘録には既に記載されていたようである。

ここで注目されるのは、永光寺の北西の隅に瑩山の塔が建立されたことが述べていることである。このことは、瑩山派の本山が永光寺であることを示すものであり、それを

門下に再認識させるために永光秘録に付加されたと考えられる。

## 八、(82)「新任持入院 ほか

これは、清規に関わる一連の長文であり、『洞谷記』の他の段落のほとんどが、日記体という体裁を持つのに対して全く趣の異なるものである。およそ二一の部分に分けることができるが、内容は法要の次第や法要の執行に関わる諸々の事柄を説明するものとなっている。これがなぜ流布本にあるのかは判然としないが、冒頭部分に、

先住告退、或遷化時、如<sub>二</sub>当山者<sub>一</sub>、門徒中先開山法嗣内、以<sub>二</sub>嗣法次第<sub>一</sub>、或先出世、或当山勤勞、或若開堂人、若開山付授人、可<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>住次<sub>一</sub>。嗣法人人、商議可<sub>レ</sub>定。若開山法嗣、皆雖<sub>二</sub>住尽<sub>一</sub>、孫弟法嗣中可<sub>レ</sub>揀<sub>レ</sub>器。若世及<sub>二</sub>末世<sub>一</sub>、法嗣人如<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得、開山小師中、門派僧中、扱<sub>二</sub>知<sub>レ</sub>因識<sub>レ</sub>果人<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>補<sub>二</sub>住持<sub>一</sub>。五老峰為<sub>二</sub>尊重<sub>一</sub>、門派実人可<sub>レ</sub>扱<sub>レ</sub>之。

と述べるように、新任持を選ぶ基準が示されている点に注目したい。ここには具体的に永光寺の新任持として選ばれ

る者が、どのような系統に属する者かは記されていないが、明らかに、瑩山の四門人六兄弟の筆頭に挙げられる明峰素哲<sup>13</sup>およびその系統に属する者が優先されることを示している。逆に言えば、永光寺は明峰派によって護持していかねばならない寺ということになる。このことを明峰派下に知らしめるために、流布本にこれらの長文が加えられたのかもしれない。

なお、これら清規に関わる長文の一部が、先述の『洞谷記抜書』に引用されている。このことからこの段も、既に永光秘録には記載されていたと考えてよいであろう。

### おわりに

以上のように流布本にのみに存在する九段落の点検を行って見たが、(51)「洞谷山伝灯院五老悟則并行業略記」、(54)「当山尽未来際置文」、(71)「同年(正中二)五月一日(松樹禁制文)」、(78)「洞谷讓与御状」、(81)「開山御遷化(正中二年八月一五日)の五段は、明らかに流布本を編集する際、恐らくは永光秘録を編集する際に付加されたものであり、(82)「新任持入院」もその可能性が大きいと言えよう。

『洞谷記』の編集動機について(二)(河合)

そして、そこには、①永光寺が曹洞宗の最重要寺院であり瑩山派の本山であること、②その後継住持として明峰素哲および明峰派の者が他派に優先されること、が明確に示されている。特に(54)「当山尽未来際置文」は、それらのことを強力に裏付ける最も価値ある史料といえよう。そこにこれらの段落を付加した意図を感じ取ることができる。

これらの段落が付加されたと考えられる永光秘録が成立した頃、永光寺を取り巻く環境は、かなり厳しいものとなっていた。それは冒頭でも述べたように、永光寺は、様々な要因で寺勢が衰え、それに代わって總持寺が隆盛を極めるようになり、瑩山門下の本山としての地位を奪われた。さらには、元和元年(一六一五)七月に徳川幕府により、總持寺が、永平寺と並ぶ曹洞宗の大本山と認められ、延享二年(一七四五)の『延享度曹洞宗寺院本末牒』では、永光寺が總持寺の末寺と定められるにいたって名実ともに總持寺が瑩山派の本山になっていた、というものであった<sup>14</sup>。

このような状況下で、永光寺復興が急務であるという意思を強く抱いていた永光寺の住持嫩良は、同寺の由緒正しき・寺格の高さを端的に示す史料として、『洞谷記』に注目

『洞谷記』の編集動機について(二)(河合)

し、それらのことをさらに裏付ける古文書等を組み込み、新たな『洞谷記』を完成させ、永光寺が瑩山派の本山であることと、開創当時の瑩山の永光寺に対する篤い思いを、永光寺の後継者および明峰派下に伝え、永光寺復興を願ったのではないだろうか。

注

(1) 流布本系『洞谷記』の三本の写本の相互関係およびその原本については、拙稿「流布本『洞谷記』の諸本成立について」(『愛知学院大学禅研究所紀要』第二十九号、平成一三年)に詳しく記しておいた。

(2) 松田文雄「洞谷記について——瑩山禪師研究の資料点検——」(『宗学研究』第八・九号、昭和四一・四二年)、大谷哲夫「洞谷記」の原形についての一試論——大乗寺秘本「洞谷記」を中心にして——(『宗学研究』第一六号、昭和四九年)、竹内弘道「瑩山禪師の著作について(三)——古写本『洞谷記』と流布本『洞谷記』——」(『曹洞宗宗学研究所紀要』創刊号、昭和六三年)、高崎直道「洞谷記」管見(『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第二号、平成九年)、拙稿「洞谷記をめぐって」(『東海仏教』第四六輯、平成一三年)など参照。

(3) 以下、括弧内の数字は大乗寺本の段落番号である。段落分け・段落番号は松田文雄氏の分類(『瑩山禪』巻九、山喜房

仏書林、平成二年 四六〜五二頁)に従い、筆者が一部改めたものである。

(4) 以下、『洞谷記』の本文については、拙稿「洞谷記」対照二(一)「同(二)」(『愛知学院大学禅研究所紀要』第三〇・三二号、平成一四・一五年)参照。

(5) 大乗寺本(75)に

同七月二日、当山住次尊宿、先瑩山法嗣中、揀嗣法臘次、可住持興行。吾有<sub>二</sub>四門人<sub>一</sub>、若又有<sub>二</sub>人孫弟法嗣<sub>一</sub>。歟。又住持闕如者、六兄弟中、勵<sub>レ</sub>力束<sub>レ</sub>篋、興化利生。

是山僧現存悉知、尽未來際、法孫相統者、可<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>各人興法利生<sub>一</sub>。唯願、法孫歷代、代<sub>レ</sub>仏揚<sub>レ</sub>化、化化不<sub>二</sub>断絶<sub>一</sub>矣。

明峯 無涯 峨山 壺庵 孤峯 珍山

とあり、末尾の法号の順序が四門人六兄弟の序列を表すものであろう。

(6) 『洞谷記抜書』については、拙稿「淨住寺蔵『洞谷記抜書』について」(『宗学研究』第三七号、平成七年)参照。

(7) この文書は後人の手が加わって出来上がっているという推測もなされているが(松田文雄「瑩山禪師の尽未來際置文について——永光寺開闢の背景——」(『宗学研究』第二二号、昭和四五年)、竹内弘道「瑩山禪師の著作について(二)——『洞谷記』親撰部分限定への一試論——」(『宗学研究』第二九号、昭和六二年)参照、流布本の編集時点では、瑩山の親撰と捉えられていたと考えるのが妥当であろう。この文書の内

- 容については、『瑩山禪師遺墨集解説』（大本山總持寺、昭和四九年）六および二二頁参照。
- (8) 同右書、一三および二四頁参照。
- (9) 孤峰覚明については、東隆真『瑩山禪師の研究』（春秋社、昭和四九年）、二一八頁に詳しい。
- (10) 『瑩山禪師遺墨集解説』（大本山總持寺、昭和四九年）一六および二六頁参照。
- (11) 同右書、一八および二六頁参照。
- (12) 明峰素哲が瑩山の門人中筆頭に位置づけられていることを示しているものとして、流布本（大乘寺本）の(42) (43) (75) (79) (80) などが挙げられる。
- (13) 注(5)参照。
- (14) これについては、伊藤良久「永光寺・總持寺、両教団勢力の消長」（『駒澤大學佛教学部論集』第三〇号）に詳しい。